

令和2年第4回尾鷲市議会臨時会会議録

令和2年7月17日（金曜日）

○議事日程（第1号）

令和2年7月17日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第50号 尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第51号 工事請負変更契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）
- 日程第 5 議案第52号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 6 議案第50号 尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第51号 工事請負変更契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）
- 日程第 8 議案第52号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 9 報告第4号 公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業報告及び決算について
（報告、質疑）

○出席議員（12名）

1番	三 鬼 孝 之 議員	2番	内 山 將 文 議員
3番	奥 田 尚 佳 議員	4番	楠 裕 次 議員
5番	上 岡 雄 児 議員	6番	三 鬼 和 昭 議員
7番	村 田 幸 隆 議員	8番	仲 明 議員

9 番 小 川 公 明 議 員 1 0 番 南 靖 久 議 員
1 2 番 野 田 拓 雄 議 員 1 3 番 濱 中 佳 芳 子 議 員

○欠席議員（1名）

1 1 番 高 村 泰 徳 議 員

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
政 策 調 整 課 長	三 鬼 望 君
総 務 課 長	竹 平 専 作 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防 災 危 機 管 理 課 長	神 保 崇 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	宇 利 崇 君
福 祉 保 健 課 長	内 山 洋 輔 君
商 工 観 光 課 長	森 本 眞 明 君
水 産 農 林 課 長	芝 山 有 朋 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	山 口 修 史 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	三 鬼 基 史 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	植 前 健 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高 芝 豊
事務局次長兼議事・調査係長	北 村 英 之
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相 賀 智 恵

[開会 午前 9時59分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより、令和2年第4回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、令和2年第4回臨時会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第50号「尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」をはじめとする議案3件と、報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業報告及び決算について」を提出させていただきました。よろしく御審議を頂き、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、11番、高村泰徳議員は、病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、10番、南靖久議員、12番、野田拓雄議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

次に、日程第3、議案第50号「尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から、日程第5、議案第52号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」の計3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました3議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回提案しております議案第50号「尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から、議案第52号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」までの3議案について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第50号「尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」につきましては、地震、風水害などの自然災害、または人為的災害、並びに感染症等から住民の生命と財産を守るために行う予防対策や復旧対策、復興対策等に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものであります。

3ページを御覧ください。

議案第51号「工事請負変更契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）」につきましては、木質ルーバー等設置整備事業として、木のまち尾鷲としての庁舎を感じていただけるよう、1階庁舎フロアの木質化空間を確保するための追加工事に係る経費が必要となることから、契約金額を増額する変更契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次ページを御覧ください。

議案第52号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」につきまして御説明いたします。

お手元に配付の令和2年度尾鷲市一般会計補正予算書（第4号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,973万2,000円を追加し、これにより、予算総額を120億5,670

万8,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億795万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の既交付決定分を追加するものであります。

2目民生費国庫補助金2,480万3,000円の増額は、高齢者が自宅で取り組む予防活動支援を目的とした介護保険事業費補助金168万円、独り親家庭等への緊急的な支援を目的とした母子家庭等対策総合支援事業補助金2,312万3,000円の追加であります。

5目教育費国庫補助金3,572万7,000円の増額は、小中学校の臨時休業等に対応するためのICT環境整備に対する公立学校情報機器整備費補助金3,228万円、感染症拡大防止等に対する学校保健特別対策事業費補助金344万7,000円の追加であります。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金400万円の増額は、保育園等の感染症拡大防止を目的とした、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の追加であります。

18款繰入金1億8,725万円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、91万4,000円の追加であります。これは、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、損害賠償請求事件の訴状が提出されたことに伴う弁護士費用であります。

3目財産管理費は、緊急的な感染症や自然災害等に迅速に対応することを目的として設置を予定しております災害等対策基金に対して、議員の皆様へ減額頂いた議員報酬等相当額210万4,000円を積み立てるものであります。

12目防災費は、災害時における感染拡大防止対策費用として1,070万5,000円を増額するものであります。

14目諸費610万4,000円の増額は、国の特別定額給付金の支給基準日以降に新たに本市の住民となった新生児を養育している家庭に対して給付する、新生児特別定額給付金600万円の追加が主なものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目老人福祉費 2 5 2 万円の増額は、次ページを御覧ください。高齢者の在宅介護予防事業として、在宅フレイル予防 V T R 制作放送委託料 2 5 0 万円の追加が主なものであります。

9 目生活困窮者自立支援事業費 3 8 万 4 , 0 0 0 円の増額は、生活困窮者に対する日用品等の支援を目的とした、感染症の影響に伴う生活困窮者自立支援事業委託料の追加であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 2 1 5 万円の増額は、放課後児童クラブ空調設備改修工事請負費 1 6 5 万円、放課後児童クラブにおける感染症拡大防止のための施設管理や啓発等の必要な費用を交付する、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金 5 0 万円の追加であります。

2 目児童措置費 9 2 9 万 8 , 0 0 0 円の増額は、保育所における感染症拡大防止のための施設管理や啓発等に必要な費用を交付する、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金 3 5 0 万円、新しい生活様式に対応した十分な換気などを行うための施設整備に対して交付する、新型コロナウイルス感染症保育環境整備事業補助金 5 7 9 万 8 , 0 0 0 円の追加であります。

3 目母子福祉費 2 , 3 1 2 万 3 , 0 0 0 円の増額は、次ページを御覧ください。総合住民情報システム改修業務委託料 2 2 1 万 7 , 0 0 0 円、ひとり親世帯臨時特別給付金 2 , 0 8 5 万円の追加が主なものであります。

5 款農林水産業費、4 項水産業費、2 目水産振興費 2 0 0 万円の増額は、コロナ禍により需要が低下している水産物の消費喚起を図ることを目的とした、水産物消費喚起 P R 動画制作業務委託料の追加であります。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費 2 億 6 0 3 万 7 , 0 0 0 円の増額は、次ページを御覧ください。プレミアム付商品券発行事業業務委託料 1 億 5 , 0 2 5 万 5 , 0 0 0 円、飲食店支援プレミアム付商品券発行事業業務委託料 5 , 4 5 2 万円の追加、4 か月間休止となっていたイタダキ市への集客費用として、尾鷲イタダキ市補助金 2 0 万円の増額が主なものであります。

3 目観光費 1 , 7 3 1 万 5 , 0 0 0 円の増額は、減少している観光客に対して個人の S N S を利用し、本市の魅力を発信してもらうことにより集客の拡大を図ることを目的とした、S N S キャンペーンに係る費用として 1 0 6 万 5 , 0 0 0 円、三重県への来県延期に協力を頂いた事業者及び施設等に対して交付する、尾鷲市来県延期宿泊予約延期協力金 1 , 6 2 5 万円の追加であります。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 7 , 2 4 3 万 2 , 0 0 0 円の増額は、

市内小中学校音楽室の空調設備設計業務委託料 1 2 0 万 5, 0 0 0 円、次ページの児童が安心して学べる環境整備費用 2 4 0 万円の追加、学校休業時の学習環境の維持等を目的とし、児童・生徒 1 人に対してパソコン 1 台体制とするための整備費用 6, 8 8 2 万 7, 0 0 0 円の追加であります。

2 項小学校費、1 目学校管理費 2 7 5 万 8, 0 0 0 円の増額、3 項中学校費、1 目学校管理費 1 3 8 万 8, 0 0 0 円の増額は、いずれも学校における感染症対策に係る消耗品購入費用であります。

5 項社会教育費、4 目図書館費 5 0 万円の増額は、在宅で過ごす時間の有効活用を目的とした、図書館パワーアップ事業に要する費用であります。

以上をもちまして、議案第 5 0 号「尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から、議案第 5 2 号「令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について」までの 3 議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議頂き、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に従いこれを許可いたします。

最初に、3 番、奥田尚佳議員。

3 番（奥田尚佳議員） それでは、通告に基づきまして、議案に対する質疑をさせていただきます。

議案第 5 2 号「令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について」のうち、歳出、第 2 款第 1 項第 1 目 7 節報償費に計上されている総務一般管理経費 9 1 万 4, 0 0 0 円についてお尋ねいたします。

今、市長のほうから提案説明がございましたけれども、この中で 9 1 万 4, 0 0 0 円というのは、「国家賠償法第 1 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償請求事件の訴状が提出されたことに伴う弁護士費用であります」ということをございましたけれども、これでは国家賠償法、分かりにくいところがあるので、まず、具体的にちょっと説明していただけないでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 総務課長。

総務課長（竹平専作君） 国家賠償法につきましては、市自体が本氏に訴えられたということで、今回、国家賠償法の規定に基づき、損害賠償事件として請求がなされたということでございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） その国家賠償法に基づきということですけど、その辺のところの中身というか、具体的にちょっと教えてもらえませんか。

議長（村田幸隆議員） 総務課長。

総務課長（竹平専作君） 国家賠償法の条文について、今、手持ちを持ってきておりませんでしたので、申し訳ありません。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 手持ちがないということなんですけど、この国家賠償法云々と言われてもよく、分かりにくいところがありますので、それを聞いているんですけど。

この国家賠償法、手元にないんですか、説明できないということですか。今、市長は「国家賠償法第1条第1項の規定に基づき」と言われたんですけど、今も総務課長はそれに基づきということなんですけど、それはどういうふうな内容なのかということをお聞きしているんですけど、お答えできないんですか。

議長（村田幸隆議員） ちょっと待ってください。

3番（奥田尚佳議員） 総務課長、お答えできないんですか。

議長（村田幸隆議員） 答弁は。

総務課長。

総務課長（竹平専作君） 国家賠償法につきましては、国または公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うことによって生じた、例えば、違法に他人に損害を与えたときは、国または公共団体がこれに賠償する責めに生ずるという規定がございます。これに基づいて、今回、訴訟が行われたと、訴状が届いたということでございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） そうすると、この国家賠償法第1条第1項というのは、今言われたように、公務員が他人にですか、他人にですよ。一般市民ということですか。他人ということでもいいかな。

（「公務員が」と呼ぶ者あり）

3番（奥田尚佳議員） 公務員がその職務を行うに当たって、他人に損害を与えた場合は、その公務員個人じゃなくて、公共団体、国または地方公共団体が賠償責任を負うということなんですけど、そういうことでよろしいのかな。

そういうことの場合、よりちょっと具体的に教えてもらえませんか。

議長（村田幸隆議員） 総務課長。

総務課長（竹平専作君） 今回の場合は、訴状において、原告は被告に対し、国家賠償法に基づき、本県の不法行為に基づく損害賠償の請求として、申立てに及んだということでございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） しつこく聞く、これなんですけど、ただそれだけじゃ、どうもちよっと分かりにくいですよ、一般市民の方が聞いておっても。

その不法行為というのはどのような内容。あんまり言いにくいということであれば、あれなんですけど、言ってもらわないと審議できませんので、予算審議が。

議長（村田幸隆議員） 総務課長。

総務課長（竹平専作君） 不法行為という行為については、大まかに言うと、例えば名誉毀損であったりとか、そういうものも含むというふうに解釈しております。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） そうすると、名誉毀損ということでの不法行為ということで、市が訴えられたというわけですね。分かりました。

それで、この91万4,000円の内訳をちょっと教えてもらえませんか。

議長（村田幸隆議員） 総務課長。

総務課長（竹平専作君） 報償費91万4,000円の内訳といたしましては、受任時に係る着手金として26万4,000円、終了時に係る報償金として52万8,000円、その他に係る経費として、弁護士が津地方裁判所熊野支部まで来られた場合にかかる旅費及び弁護士への日当や諸費として12万2,000円です。

また、着手金及び報償金の計79万2,000円につきましては、旧日本弁護士連合会報酬等の基準によるもので、この基準について弁護士の法律事務所のほうから、この規定分の費用根拠として示されたものでございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） そうすると、この91万4,000円というのは、着手金が26万4,000円、経費が12万2,000円で、あと残り、終了時と言われました、終了時の52万8,000円と今言われましたかね。

あれですか。まだ裁判も始まっていないのに、もう終了時のものを今計上するんですか、これは。これは通常なんですかね。

議長（村田幸隆議員） 総務課長。

総務課長（竹平専作君） これにつきましては、従前よりこのような形で計上されております。今回もそのような形で計上させていただいたものでございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） そうなんですか。従前、そうなっていましたかね。私も記憶が定かじゃないんですけど。ただ、この裁判、どういうふうになるのか分からないですよ。すぐ終わるのかというのね。最高裁まで行くのか分からないんですけど。

今はこの終了時って、どういう判決が出るかも分からないじゃないですか。それなのにもう終了時のお金を払うって、この52万8,000円ってどうなのかな。着手金と経費ぐらいならね。着手金26万4,000円と経費12万2,000円、38万6,000円とかだったらまだ、まだしもねなんですけど。よく分からないところがありますけど。

それで、この予算書の10ページ、拝見しますと、財源内訳が91万4,000円、国県支出金が44万5,000円、一般財源が46万9,000円になっているんですけど、これはどういうことなんですか。

議長（村田幸隆議員） 総務課長。

総務課長（竹平専作君） これにつきましては、補正予算（第3号）のときの第2回定例会ですかね、予算で計上させていただいた1階の窓口用のマルチとか、あと、そのときに計上させていただきました窓口用の飛沫防止対策のシェード費、それらを今回、国県支出金に充当をされた財源更正でございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） そうすると、この報償費以外のところでの財源更正がこの10ページで見る国県支出金44万5,000円、一般財源46万9,000円ということなんですか。この報償費以外にこれがあるということ。

でも、これ、一般管理費で報償費しか上がっていませんよね、説明。報償費での財源更正があったということなんですか。そうじゃなくて、総務費、一般管理費、経費の中の全部ということなんですかね。ちょっと分かりにくいんですけど。

議長（村田幸隆議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） この特定財源の国庫支出金の44万5,000円につきましては、先ほど総務課長も申しあげましたように、3号補正で計上されたものに対して、地方創生臨時交付金を充当するというで起こる財源更正によるものでございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。じゃ、これ、財源44万5,000円というのは財源更正なんですね。ちょっと分かりにくいですね、これ。これを見る限りね。

報償費の91万4,000円が国県支出金44万5,000円で、一般財源46万9,000円かなと思ったんですけど、分かりました。

以上です。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） 次に、4番、楠裕次議員。

4番（楠裕次議員） それでは、通告に従いまして質疑を行います。

私は条例等、それから予算が3件ということをお願いいたしたいと思います。

まず、議案第50号の尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例、条例案でしょうけど、以前から市民からの提案に対して、条例制定は議会の関係もあり、難しいとの回答が新聞報道でされていましたが、今、何ゆえこの7月の中でこの条文を考えているのか、6月で議案提案できなかったのか、その辺、ちょっと確認したいと思います。

議長（村田幸隆議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） 本基金条例の設置に至った経緯でございますけれども、本件につきましては、まず、本年の4月22日に市民有志の方々から御要望を頂きましたけれども、その際には、早急に尾鷲総合病院を応援するために基金をつくって、市民の皆さんからの寄附をお願いできるようにしてはどうかという趣旨の御提案がございました。

しかしながら、市の行政的な手続として、まず、基金条例をつくり、その後、市民の皆様にご寄附を募って、その頂いた寄附を原資にコロナ対策の予算を計上し、予算執行という、通常、こういう流れになるので、どうしても一定の時間を要すると。そういう中で、それならば自分たち、民間のほうで口座をつくって、寄附を集めるほうがより早く対応できますねということになりました。

しかし、その後、5月25日に再度御要望を頂いた際には、民間で口座をつくって、寄附を集めるということに課題が出てきたので、この際、コロナ対策だけではなくて、今後起こり得る地震等の災害対策にも活用できるような基金はつくれないかという再度の御提案を頂きましたので、内部で検討の上、御要望頂いた方にも納得頂いた上で、今回の基金条例の設置に至ったということでございます。

議長（村田幸隆議員） 4番、楠裕次議員。

4 番（楠裕次議員） 基本的に、対応の仕方として、個人がその通帳をつくるというのは今はなかなか厳しい事態で、簡単に基金をつくるのは、それはもともと難しい話ですが、皆さんも御存じだと思っんですけど。それにしても対応したことについては、私はいいのではないかなと思います。

一方で、先日の報告で、議員報酬の期間限定の報酬カットを基金に積み立てるとの説明がありましたよね。報酬カットがなければ、この条例は制定したのかしなかったのか。

議長（村田幸隆議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） この報酬のカットにかかわらず、基金条例は設置する予定でございました。

議長（村田幸隆議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） 3 点目。この条例で市民等から災害のために寄附したいとの申出があった場合に、これは基本的に、この条例から見ると、条例の第 2 条の積立による読替えでよろしいのでしょうか。目的の寄附があった場合。

議長（村田幸隆議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） 寄附を頂ければ、それを歳入歳出予算に計上して、歳入歳出予算に計上した額をその対策費用に使用するというところでございます。

議長（村田幸隆議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） 歳入歳出のところで確認はできるということは、関連するいろんな関係法令を見ていくと、月例の監査でも結構見ていかなきゃいけないということになっていますよね。この辺はちょっと資金積立て等々の目的のところも関係がしてくると思うので、ぜひ、できればこの条例に、その目的、いわゆる災害等に特化した場合の寄附が直接、この基金のほうに積み立てられるような工夫が制度上できるのかどうか、さらに財務のほうで検討していただければというふうに思います。

では、次に、予算のほうなんですけど、令和 2 年度尾鷲市一般会計予算（第 4 号）の議決についてのうち、第 3 款民生費、第 1 項社会総務費、第 4 目老人福祉費、第 1 2 節委託料、在宅援護事業についてお伺いします。もう一点、第 5 款農林水産業費、第 4 項水産業費、第 2 目水産振興費、第 1 2 節委託料、細節としては水産振興一般事務費について、第 9 款教育費、第 1 項教育総務費、第 2 目事務局費、第 1 0 節需用費、学校教育事務局費について、この 3 点を順次お聞きしたいと思います。

まず、第3款の民生費の関係で、算出の根拠、それから制作後の放映の方法、介護予防の効果測定をどのように行うのか、この3点を一括して御回答頂ければと思います。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 楠議員の御質問にお答えいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費、細目、在宅援護事業252万円のうち、在宅フレイル予防VTR制作放送委託料について御説明を申し上げます。

本事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために介護予防教室をはじめとする通いの場の多くが活動を自粛、縮小しており、この状況が長期化いたしますと、高齢者の閉じ籠もりや生活不活発が増大するとともに、通いの場の活動再開が困難となり、地域のつながりが弱まるのが危惧されております。

そこで、自宅で過ごす時間が長くなることが予想される高齢者の方々に對しまして、自宅においても健康を維持するために必要な情報の動画を制作し、高齢者の方々になじみのあるテレビ媒体を主に使って広報を行うことにより取組に対する関心を高めることで、介護予防の推進に資することを目的としたものでございます。

内容といたしましては、介護予防体操や食生活改善といった自宅での健康を維持する行動につなげていただける動画を9月から来年3月中旬までの約6か月半の間、ケーブルテレビで放送するほか、ワンセグ放送やインターネットでの配信も予定をいたしております。また、DVDを作成し、希望される方にも貸出しを行う意図でございます。

積算根拠といたしましては、放送料として175万円です。撮影料が18万4,000円、編集料が22万4,000円、ディレクターの費用は6万4,000円、諸経費が5万1,000円ということで、これに消費税が加わりまして、250万円の委託料となるということでございます。

3点目の御質問、すみません、ちょっと聞き取れませんでしたので、3点目だけもう一度、よろしくお願ひします。

議長（村田幸隆議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 今のお話の中で、9月から3月までは放映をしていくということであって、また、DVDも配布したいということなんですけど、基本的に、これだけの予算をかけて、一番大事なのはその予防効果。このフレイルという虚弱

になる前の予防の対応ですから、その効果がどういふふうに測定するのか、半年間でやると、なかなか難しいとは思いますが、これが終わった後にどういふ効果があったのかというところまで考えられて、この補助金を使ってやろうとしているのか、その辺を確認したいと思います。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 今回の動画の作成に当たりまして、動画の著作権については本市に帰属いたしますので、事業終了後におきましても、動画を介護施設で活用させていただきましたり、地区のイベントやサークル活動など幅広く利用頂けるよう、周知を図っていくということを経験してしております。

それで、今回のこの事業ではなく、これまでも継続した形で高齢者向けの自宅のできる体操ということで、尾鷲元気体操の配信といったことを尾鷲のワンセグ、こちらのほうで2分放送をしたり、SNSやユーチューブ等で配信をしております。

これまでコロナ関連で自粛したり、外出を控えていただいた方については、以前は介護予防教室ということで、地区によっては差はありますけれども、それぞれ地区のコミュニティーセンター等で活動をしていただいております。そのときは外へ出る機会も、そのことをきっかけとして活動してございましたけれども、コロナによって活動が自粛されるといったことで、当然、地区の方と会話する機会もなく、外出する機会も少なくなるということで、まず、基本的には、体力の維持が図れるのではないかなということと、その方が地域の方々と会話することによって、地域の方々とコミュニケーションが図れたり、また、その方のある意味、精神的な活発な気力の維持が保たれるということを我々、期待をしております。

ただし、そのことについて数値をもってどう図り知れるのかといったことについては、御本人の感想であったり、地域の方々と触れ合いが多くなるということでその辺の評価というか、そういった点の評価していきたいと、このように考えています。

議長（村田幸隆議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） せっかく使われる大事な財源なので、基本的には、予防効果があるような考え方を。ある程度早期発見して、介護に関わらないようにするのが目的であれば、PR動画だけじゃなくて、自主的に動くということも念頭に入れて、このPRを逆にしてほしいなというところがあります。ぜひ3月以降の効果

の関係、質問したいと思います。

次に、第5款農林水産業費、第4目水産業費、第2目水産振興費、第12節の委託料、水産振興一般事務費の関係で、これも一括してちょっと確認します。

算出の根拠、それから水産物の消費喚起PR動画をどこで放映するのか。PR動画を継続すると思いますが、その消費測定をどのように行うのか、その辺をお答えをお願いします。

議長（村田幸隆議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） 楠議員の御質疑にお答えをいたしたいと思います。

まず、200万の算出根拠でございますが、現在、市のほうに業者登録をしていただいております複数の業者のほうから、二、三分程度の動画を10本程度作成するということでの撮影費用、それから、編集にかかる費用、また、企画等に対する掛かり経費、これらを基に見積りを頂いて、算出したものでございます。

また、次に、その動画につきまして、どこで放映していくのか、どのような活用をしていくのかという御質問だと思いますけれども、PR動画のほうは主に市民向けの消費喚起タイプと市外向けの産地PRタイプ、このツータイプを作成していきたいというふうに考えております。

消費喚起タイプは、市内外で御協力頂けるスーパーマーケットや小売店等で旬の魚や商品等の動画を放映していただきながら、主に、市民の皆様方が御家庭などで料理して食べてみたいと思っただけのような内容を想定しております。また、その際には、その魚を映すだけではなくて、その料理の提案というところまで織り込めればというようなことで制作しようと考えております。

次に、市外向けの産地PR型の動画というものにつきましては、市内の魚取扱事業者などに尾鷲の魚を使っただけでいる都市部の飲食店、レストラン等でございますが、そこを御紹介頂きながら、その飲食店や、そこで料理を食べていただくお客様に今食べていただいている魚の産地は尾鷲市ですと、尾鷲の魚の魅力を発信できるような編集内容としていきたいというふうに考えております。

また、特に都市部のレストラン等におきましては、テレビモニターなどを使って放映するというような環境をつくっていただくのはなかなか難しいということを考えまして、お客様のスマートフォン等で動画のQRコードを読み込んで、そこからユーチューブなどのサイトを通して、食べながら動画を御覧頂くというような仕掛けができないかということは今後、業者さんとも検討していきたいというふうに考えております。

それと、3点目につきましては、その消費効果という点だと思いますが、こちらにつきましては、こうした魅力発信というものは、継続してずっとし続けているものでございます。昨年度から政策調整課、広報担当を中心に、商工観光課をはじめ、全庁的に積極的にSNSの活用というものをしております。今年度、水産農林課におきましても、定置網漁業やマダイ養殖の現場というものを水中カメラとかドローンによる空撮なども織り交ぜながら撮影しており、ユーチューブ等での配信というものをしております。

今回のPR動画がこうした流れを受けまして、より鮮明で高品質の動画をプロの手により撮影、編集していただくと考えているものでございますが、この消費効果という点につきましても、いろんな事業、取組と連携させていくことが必要だと思うのが1点あります。それとまた、継続をしてずっと続けていくという効果が必要だというふうに考えておまして、口コミ効果や、または拡散者などの皆さんにこうした動画をどんどんどんどん広げていただいて、不特定多数の方が見るというような場面をつくるということが1点と、また、特定の方、尾鷲の魚というのは何か最近よく耳にするなというようなところに効果的に届ける届け方、こういうような届け方を考えながら、効果のほうを創出していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） ありがとうございます。

基本的に、市内のことは、お魚のことは、もう私なんかよりはるかにいろんなことは御存じだと思うので言いませんけど、やっぱり市外のほうのスーパーマーケット等にやはりしっかりとした、タブレット等の大きさがいいのかどうか分かりませんが、そういうところにPR動画が見れるようにする。あるいはまた、レシピもその中に入れ込むというお話もありましたので、ぜひ、先ほどの福祉の話じゃないですけど、いろんなことを今まで取り組んでいますから、屋上屋を重ねるんじゃなくて、また新しい方法でPRしてほしいなというのと、市外のスーパーって、何軒ぐらいPRできる場所とか予定とかあるんですかね。

議長（村田幸隆議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） 現時点でPR動画を放映していただいているのは、津市にあるスーパーが1軒なんです。

ただ、そこのスーパーもチェーン店を持っておりますし、また、今までいろい

る尾鷲の市内の業者さんが取引をさせていただいている大手のスーパー等もございますので、そういったところに営業というか、お願い、依頼に回りたいというふうに考えております。

議長（村田幸隆議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） せっかくPR動画を回すんですから、瀬戸内とか豊後水道の魚に負けないような、やっぱりブランドづくりを含めて、PRしてもらいたいなどと常に思っています。

都市圏のスーパーへ行っても、三重県のタイとは書いてあるけど、尾鷲のタイとは書いていない。だけど、瀬戸内はもっと具体的に、明石のタイとか書いてある。もう差が歴然としているので、PR動画を見せることによる効果と、それを売るための効果を双方で検証していかないと、せっかくこのPR動画を作っても、宝の持ち腐れになりますので、ぜひその辺も踏まえて、消費がどういう傾向にあるのかも追跡調査を必ずしておいてほしいなど、何百万といえども大事なお金ですから、この辺をよく念頭に入れて、事業を進めてほしいというふうに思います。

次に、第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第10節需用費の細節で、学校教育事務局費のこの消耗品の内容について、金額が一括になっているので、具体的な説明と、その消耗品の扱いの考え方、この辺をちょっとお答え頂けますか。

議長（村田幸隆議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（山口修史君） それでは、お答えいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、細目、学校教育事務局費、10節需用費の消耗品費について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響から、再開した学校においては子供たちの学びを保障するために、学校再開に伴う子供たちの学習保障と取組として、デジタル教材である指導者用デジタル教科書を導入するものであります。

このデジタル教科書は、動画や立体図を動かすことにより視覚化され、理解が深まるといったなどの効果が期待できることから、また、学校からの要望が大変強い教科であるため、小学校1年生から6年生までの算数のデジタル教科書を導入するものでございます。

このデジタル教科書の消耗品費240万円のうち、国庫補助である学校保健特別対策事業補助金が補助率2分の1の120万円、残り2分の1につきましては、

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定でございます。

あと1点、消耗品費の考え方ということでございますけれども、デジタル教科書とはいえ、教科書になりますので、こちらのほうが4年ごとの改訂ということになります。ですので、消耗品という扱いで、これまでも予算のほうは計上させていただいております。

以上になります。

議長（村田幸隆議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） ありがとうございます。デジタル教科書ということで、英語とか、算数とか、これから様々な分野でこういう教科書の対応で出てくるかと思うんですけど、基本的に消耗品の扱いといっても、4年といえども大事な資産なので、通常、消耗品といったら、ちょっと壊れたからぼいとかということじゃなくて、やはり4年間の間にしっかりそのデジタル教科書が思ったより活用できる工夫もして、学校の備品とは言わないにしても、財産として扱ってほしいなというふうに思いますので、子供たちがこれで成績が伸びることを期待して、私の質問を終わります。

議長（村田幸隆議員） 次に、12番、野田拓雄議員。

12番（野田拓雄議員） 通告に従い、質疑をさせていただきます。

議案第50号「尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」であります。先ほど、4番議員が質問をされております。

この条例の目的、背景については先ほど述べていただいているんですけども、今回、この条例については、尾鷲市のふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例と同じ寄附金と考えられるんですけども、このように別基金の条例をつくるということは、何か必要があったのかどうか、教えていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） 基金の設置につきましては、地方自治法第241条第2項におきまして、「条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」とございます。また、同法第3項において、「当該目的のためでなければこれを処分することができない」とあります。

尾鷲市災害等対策基金につきましては、自然災害、または人的災害、並びに感染症などの予防対策、復旧対策等に要する経費の財源に充てるように目的を限定しておりまして、御寄附を頂いた方々の希望を尊重し、用途を明確にすることが

必要と判断し、今回、新たに設置しようとするものでございます。

議長（村田幸隆議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） おおむねの理解はできるんですけども、例えば、三重県のふるさと応援寄附金というものがあの中で、条例等の設置じゃなくて、要は応援基金の中で、寄附金の申込書等の追加項目等で、よりスムーズにその取扱いができるやり方というのは三重県のほうで示されているわけなんですけど、そのような考えというのはなかったんですか。

議長（村田幸隆議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） ふるさと応援基金につきましては、基本的に市外の方を対象にされておりますけれども、今回設置しようとする基金につきましては、市内の方も含めた中で運用していこうとするものでございまして、制度的に違いがございますので、その辺を含めて新しい基金として設置したいということでございます。

議長（村田幸隆議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） その理由は市外の方ということで十分理解できるんですけども、寄附金の活用としまして、市内、市外を問わず寄附行為というものは、そういう事例の中に収めることによって、区分けしながらやることも可能かと思いましたが、そういう質問をさせていただきました。

それと、もう一点ですけども、具体的に、この寄附行為、寄附活用の資金の手順というものは、どのようにされるんですか。

議長（村田幸隆議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） 寄附からその控除を受けるまでの流れということでよろしいんですか。

一応、一つの例としては、寄附申込書をまず寄附していただく方から提出を頂いて、それを受けて、納付書をこちらからその方に送付いたします。その後に入金が確認できた時点で、受領証明書というか、領収書を発行して、その方に送らせていただきまして、それを活用して確定申告等で控除を受けていただくという流れになります。

議長（村田幸隆議員） 12番、野田議員。

12番（野田拓雄議員） ちょっと私もくどいようですけども、寄附の申込書というのは、もう三重県なんか、こういう形で追加項目として挙げて対応するような形というのは取られているわけですね。そういうところを少し工夫したら、より

スムーズな形ができたのじゃないのかというふうにちょっと思います。

それと、次の質問、最後にさせていただきますけれども……。

(「続けやええ」と呼ぶ者あり)

1 2 番(野田拓雄議員) うん、質疑させていただきますけれども、繰替運用ということで第5条にあるんですけれども、これはどういうことを言われているのかということをお願ひします。

議長(村田幸隆議員) 財政課長。

財政課長(岩本功君) 繰替運用についてでございますけれども、一般会計等の歳計現金、歳計現金というのは予算に計上して歳入歳出を行う現金のことですけれども、一時的に歳入が入ってきていなくて、歳出の額が不足する場合に、基金の現金を活用して、一時的に繰り替えて活用して、戻すというような制度でございます。

議長(村田幸隆議員) 1 2 番、野田議員。

1 2 番(野田拓雄議員) 今回、繰替運用ということについては、ちょっと私も知識不足でしたものですから聞かせていただくんですが、普通のふるさと応援基金等については第5条のこういう項目が入っていませんので、これは特殊な形でつくられているのかと、要は歳入と歳出の中で支払い超過になった分をそれで埋め合わせをまずするという事なんですけれども、これって必要なんですか。

議長(村田幸隆議員) 財政課長。

財政課長(岩本功君) 基金条例の種類によって、繰替運用の規定を設けているものと設けていないものがあるということは確かでございます。その条例制定の段階で、繰替運用するには適さないと判断されたものについては、そういう項目は入っていないというふうには認識をしております。

1 2 番(野田拓雄議員) 最後。

議長(村田幸隆議員) 1 2 番、野田議員。

1 2 番(野田拓雄議員) そうということで、適切な運用のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

(「これで終わります」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 以上で通告による質疑は終わりました。

他に御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（村田幸隆議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております3議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託をしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の3議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において、行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午前10時52分〕

〔再開 午後 3時43分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議規則では4時までの会議となっておりますけれども、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

次に、日程第6、議案第50号「尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から、日程第8、議案第52号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」までの計3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました3議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

〔10番（南靖久議員）登壇〕

10番（南靖久議員） これより、行政常任委員会における議案審査の経過並びに結

果について御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第50号「尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」、議案第51号「工事請負変更契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）」、議案第52号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」、以上3議案について、本日午前11時5分より、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、それぞれの議案について詳細なる説明、聴取を行い、慎重に審査した結果、議案第50号と議案第51号の2議案につきましては、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決し、議案第52号、尾鷲市一般会計補正予算（第4号）につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

皆様御承知のとおり、新型コロナウイルスにつきましては、都道府県を対象に発令されておりました緊急事態宣言が5月25日、全て解除され、全国的にも少しずつ回復の兆しが見えてきておりましたが、最近、特に大都市圏を中心に、本日も東京では、286人のコロナ感染者が発生されたようでございます。

そういったわけで、いまだ予防ワクチンや薬が開発されていない状況では、完全なコロナ感染者の終息は程遠いものと考えられ、三重県下においても54人が感染症を発生しており、7月15日と16日にかけて2名ずつの感染者が出ており、いまだ予断の許されない状況が今後も続くものと予測をされるところであります。

今回、一般会計補正予算として3億5,973万2,000円が、主に新型コロナウイルス関連予算として計上をされております。その中でも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した尾鷲市独自の支援策の一つとして、令和2年4月28日以降から令和2年12月31日までの間に生まれた新生児の救済措置として、国からの特別定額給付金、国民1人当たり10万円の支給と同様に、新生児1人当たり10万円の給付を行う新生児特別定額給付金事業の実施につきましては、委員会としても要望していた経緯もあり、子育て支援策の一つとして、60人分、600万円の予算措置に対して、執行部の速やかな対応を評価いたすところであります。

また、一方では、コロナウイルス感染拡大により深刻な影響を受けている市内の店舗及び生活者支援と消費の拡大と地域経済の活性化のために、プレミアム付商品券及び飲食店支援プレミアム付商品券の発行及び、今回、初の試みとして、

地元企業のみで使用できるプレミアム率50%がついた1万5,000円分の商品券が1万円で2万冊、地元企業及び大型店舗においても使用可能なプレミアム率20%がついた1万2,000円分の商品券1万円で2万冊、また、飲食店やテイクアウトなど、販売する店舗に使えるプレミアム率50%がついた7,500円分の商品券5,000円が2万冊の3種類が販売予定であり、特に、プレミアム食事券につきましては、8月3日から販売開始であることから、エリアワンセグをはじめとして、地元新聞や広報紙、ポスターなどを通して、市民の方々に対して、購入方法も含め、分かりやすく周知していただくことを委員会としても切に要望いたすところでもあります。

委員会審査において、ほかにもコロナウイルスに関連して福祉関係、防災関連、それに教育関連予算として、市内の小中学校にICT整備事業や児童・生徒1人ずつの1台のタブレットパソコン整備をはじめとする事柄から、各委員会から様々な意見や要望が出されましたので、執行部においても委員会で出された意見、要望も十分踏まえ、速やかな市民サイドに沿った適切な予算執行を望むものであります。

今後においても、迫りくるとされる新型コロナウイルスの第2波、第3波を常に想定していただき、市民の皆様が安全で安心して生活できる環境づくりや持続可能な地域経済の活性化についても、執行部と議会が一丸となって取り組む姿勢を見せることが今最も重要であることを申し添え、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

3番、奥田議員。

〔3番（奥田尚佳議員）登壇〕

3番（奥田尚佳議員） 議案第52号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）」

の議決について」のうち、歳出、第2款第1項第1目7節報償費に計上されている総務一般管理経費、報償費91万4,000円について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

この予算は、私が原告で尾鷲市を訴えた民事裁判の弁護士費用ということであり、内訳は、着手金が26万4,000円、経費12万2,000円、終了時ですか、これ、成功報酬になるんですかね、52万8,000円ということであり、あります。

やはり裁判ということで税金を使うということにつきまして、私もちょっと考えるところがあるんですけど、今回の裁判というのは、市長が行政運営上の事業等で問題があって訴訟ということであるなら分かるんですけども、今回の訴訟というのは、市長個人の言動に対することなんですね。ですので、その弁護士費用ということで税金を使うということについて、私はどうなのかなという気がしてならないわけでございます。

それで、私もこの税金を使うということ、税金を使うということは、市民に迷惑をかけてしまいます。ですので、そうならないようにということで、あくまでも市長個人の言動ということに対して、私も訴えたものなものですから、2月に市長個人を訴えて。

それは国家賠償法という規定があって、公務員がその職務の遂行上、他人に損害を与えた場合は、個人ではなくて、国または公共団体が賠償の責任を負うという国家賠償法という法的な問題があるものですから、ただ、そのことも念頭にあったんですけども、それがあってでも、私は市長個人、市長に一言謝罪していただきたいということを裁判官にも訴え続けたんですけども、国家賠償法というこの規定があるということで、訴えが届かなかったわけございまして、それで、それがもうずーっと数か月、私も相当悩んで。

市長のほうから去年も私がパワハラをしたということで、事前に話もなさればよかったと思うんですけども、説明も一切ない。それ以降も一切ない。こういう個人の裁判を起こしてでも一切ない。そういう中で、もちろん謝罪もないわけなんですけれども、私としても税金を使ってしまうと、こういう形になるということが予想されていたので。ですけれども、やむを得ず提訴ということで相当悩んだわけなんですけれども、尾鷲弁というと、もう我慢ならんという状況でございます。

私は、市長が事実確認もすることなく、かなり誇張した形で言動をされたわけ

なんですけど、パワハラだと。その中で、昨年に、10月に委員会、2回開かれて、過去においても何もないということがはっきりしているのにもかかわらず、12月の議会でもまた私がパワハラを働いたと断定、明言されたわけで、私は名誉毀損じゃないかなと思っているわけなんですけれども。

ただ、今、この場に立っていても、本当にこの提訴がよかったのかということ、今でもちょっと悩んでいます。ですので、今後の市長の動向によっては、私は提訴を取り下げる余地は十分あります。そのことを申し上げておきたいなというふうに思うわけでございます。

最後に申し上げますが、議員の皆さん、そして市民の皆さんにぜひこの真実、事実関係を明確にきちんと御理解していただきたいと心から願ひまして、私の反対討論とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

6番、三鬼議員。

〔6番（三鬼和昭議員）登壇〕

6番（三鬼和昭議員） 私は、議案第52号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

特に先ほど反対討論にありました2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の総務一般管理費の報償費について、賛成という立場でございます。

この報償費につきましては、国家賠償法第1条第1項に基づき、尾鷲市に損害賠償の請求がなされたことに対処する弁護士費用であると執行部より説明を受けました。

本来、自治体においては、このようなことが起こるべきではないと思うところでもありますが、実際に訴えられている現状を考えますと、応訴しなければ、市はそれ相応の賠償金を支払わなければならないこととなります。当然のことながら、少しでも尾鷲市に損害を生じないように努めるべきであり、しっかりと弁護士をつけて、対処する必要があると思います。

弁護士を必要とする理由の中には、もう一点ございます。

ほかの自治体におきましては、各市、文書課等の名称で、法制、法務等を担当する職員を配置している組織を機構の中に持つておるところもありますし、また、私、個人的にも一般質問等で、総務課及び議会事務局を兼務する法制あるいは法務専任職員の配置を提案、提議したこともありますが、現状としては皆無であります。

現在、社会需要を考えますと、東京都において新型コロナウイルスの感染者が急増し、関東を中心に全国的に広がりを見せ、なかなか終息が見えない状況が危惧されるところであります。

こうした中で、本市におきましても、先ほど委員長報告にありましたように、新型コロナウイルス感染対策についての民生的あるいは経済的な予算の報告がございました。委員会で賛成された報告がございましたように、現在、こういった中で、コロナ禍を乗り越える施策がある中で、もしまたこの新型コロナウイルスの感染が広がったりとかしたときには、市民一人一人の行動も大事であります、市としても市民を守るため、あるいは地域の経済を活性化を促す対策を執り行われるには、市全体一丸となつて行わなければならない現状にあつて、この費用については最低限必要な予算であると考え、賛成するものでございます。

御賛同頂きますようよろしくお願い申し上げます、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第6、議案第50号「尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よつて、議案第50号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第7、議案第51号「工事請負変更契約について（尾鷲市役所本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事）」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第8、議案第52号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第9、報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業報告及び決算について」の報告1件を議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業報告及び決算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） それでは、報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業報告及び決算について」につきまして御報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

2019年度事業報告及び決算の1ページを御覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには、設立目的、設立年月日、事務所、基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

2ページ、3ページには、2019年度事業報告として、評議員会及び理事会

の開催状況について記載させていただいております。

次に、4ページを御覧ください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり、合計3万3,644人で、前年度と比べ、3,307人の減となっております。

主な要因としまして、2019年度においては、前年度開催された民間団体のコンサート等の貸館事業がなかったことや、3月に大ホールにおいて予定していたせぎやま倶楽部の発表会や貸館事業などが新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止や延期となったことに伴うものであります。

次に、5ページには、催物別利用状況を記載させていただいております。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。

これは、本振興会が主催及び共催した事業であります。コンサート、映画、せぎやま倶楽部の発表会、音楽コンサート、尾鷲節コンクール及び夢舞台発表会など、計15回の事業を実施しております。

次に、8ページの貸借対照表を御覧ください。

I、資産の部ですが、1、流動資産と2、固定資産を合計した資産合計は4,151万5,062円で、II、負債の部では、1、流動負債と2、固定負債を合計した負債合計が205万7,156円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額3,945万7,906円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、9ページの正味財産増減計算書は、正味財産の年度内の増減を表す計算書類で、(1)経常収益の内訳は、①基本財産運用益が1万8,651円、これは、基本財産受取利息であります。

次に、②事業収益が966万2,175円で、内訳といたしまして、入場料収益が468万3,373円、刊行物等販売収益が16万22円、これは、自動販売機売捌手数料及び刊行物等物販手数料であります。貸館利用料収益は481万8,780円となっております。

次に、③雑収益は、公衆電話通話料等の2,120円であります。

④管理受託収益5,026万8,000円は、尾鷲市との委託契約に基づく管理受託収益であります。

以上、経常収益計は5,995万946円となり、前年度と比較しますと、313万9,350円の増額となります。

増額の主な要因としましては、昨年度、自主事業での著名タレントによるコンサートが開催されたことに伴う入場料収益の増額であります。

次に、(2) 経常費用の①事業費を御覧ください。

このうち、主な事業経費といたしましては、給料手当645万8,236円は職員1名分の給料、臨時雇用賃金767万3,229円は職員3名分、退職給付費用212万770円は職員の退職金の1年間の増加額で、福利厚生費235万5,047円は職員4名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費850万5円、賃借料100万9,374円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。

委託費2,089万3,227円は、自主事業公演委託料等であります。

事業費計は5,444万8,893円となります。

増額の主な要因としましては、自主事業での著名タレントによるコンサートの公演委託料が増額となったことや、職員の定年退職に伴う退職給付費用の増額等であります。

次に、②管理費を御覧ください。

このうち、主なものは、職員1名分の臨時雇用賃金274万9,099円であります。

次に、10ページ、委託費132万1,241円は、会館保守管理業務委託費であります。

①事業費と②管理費を合わせた経常費用計につきましては6,082万9,362円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額、マイナス87万8,416円が当期経常増減額となります。

この当期経常増減額から法人税、住民税及び事業税35万1,200円を差し引いたマイナス122万9,616円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高4,068万7,522円を加えますと、一般正味財産期末残高は3,945万7,906円となり、8ページの貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、11ページから12ページまでは、ただいま説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団に認可されたことにより、平成25年度からは公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は、公益目的を実施する会計であり、文化振興会が実施する

自主事業及び尾鷲節コンクール等の共催事業並びに貸館事業であります。教育委員会が実施している成人式等も公益目的事業として取り扱われております。

公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が50%を超えることが条件となっております。2019年度の公益比率は80.4%ですので、公益目的を果たしているものであります。

また、公益目的事業会計の経常収益計の金額よりも経常費用計の金額が上回る必要があります。これは、11ページの経常収益計が4,574万7,954円に対しまして、12ページの経常費用計が4,887万9,270円であり、313万1,316円上回っておりますので、条件を満たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸館に係る会計であり、法人会計は、文化会館の維持管理をするための文化振興会の運営等に係る会計であります。

次に、13ページには、財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金3,000万円は、御覧の金融機関に預貯金されております。特定資産につきましては、該当する職員の定年退職に伴い、退職給与引当預金を全額取り崩したことから、当期末残高合計は、事業等積立預金の699万545円となります。

次に、14ページは、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、15ページは、財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

I、資産の部では、流動資産合計451万4,352円と固定資産合計3,700万710円を合わせた資産合計は、4,151万5,062円であります。

II、負債の部では、負債合計が205万7,156円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は、3,945万7,906円となります。

次に、16ページには、5月27日に実施されました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業報告及び決算について」の説明とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 以上で、説明は終わりました。

これより、報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) 議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案第50号「尾鷲市災害等対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」をはじめとする議案3件につきまして、原案のとおり御承認頂きましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中において頂きました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(村田幸隆議員) 本日1日御苦労さまでございました。

これをもって、令和2年第4回臨時会を閉会いたします。

[閉会 午後 4時18分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

署 名 議 員 南 靖 久

署 名 議 員 野 田 拡 雄